

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定により準用される同法第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和6年9月30日

札幌市長 秋元 克広



記

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ツルハドラッグ屯田6条店・プロノ屯田店

所在地 札幌市北区屯田6条3丁目4-1、4-2、4-3、4-4

(2) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ツルハドラッグ屯田6条店・プロノ屯田店

(変更後) ツルハドラッグ屯田6条店・プロノ屯田店

(3) 変更した年月日

令和6年9月18日

(4) 変更した理由

大規模小売店舗の名称が確定したため

2 届出年月日 令和6年9月18日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー

縦覧期間 令和6年9月30日～令和7年1月30日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)

(午前8時45分～午後5時15分(午後0時15分～午後1時までを除く))

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（令和7年1月30日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べることができます。